



中高層共同住宅等 マンホールトイレ 設置等助成制度

マンホールトイレとは

下水道管路にある専用のマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。



助成対象

区内の中高層共同住宅等（裏面参照）の所有者、
管理する団体・法人

※共用部へのマンホールトイレ設置について、集会の決議が必要です。

※特定の個人が使用する場合や既に助成金の交付を受けている場合を除きます。

助成対象経費・助成金額

①マンホールトイレ設置調査費用

助成対象経費の**実支出額の2分の1**

（**限度5万円**、1,000円未満の端数は切り捨て）

※1建築物につき1回まで助成します。

②マンホールトイレ設置費用(付属品の購入費を含みます。)

助成対象経費の**実支出額の2分の1**

（**限度95万円**、1,000円未満の端数は切り捨て）

※1建築物につき1基まで助成します。

※上部構造物及び雨水貯留タンクの設置工事費並びに送料を除きます。

※設置しようとする場所の近くに雨水貯留タンク（密閉構造であり、200L以上貯水量がある既製品）を設置するか、これに相当する水源確保が可能なものに限ります。

問合せ先

文京区防災危機管理室防災危機管理課 03-5803-1745(直通)

中高層共同住宅等とは

文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（５６文健管発第２９２号）第２条第１項第２号の表（下記の表）の用途地域の区分に応じ、同表の規模の欄に掲げる規模の建築物のうち共同住宅等であるもの

用途地域	規模
商業地域	敷地面積500平方メートル以上又は延べ面積2,000平方メートル以上
近隣商業地域	敷地面積500平方メートル以上又は延べ面積1,500平方メートル以上
上記以外の地域	敷地面積400平方メートル以上又は延べ面積1,000平方メートル以上

手続きの流れ

※書類は防災危機管理課窓口にご提出（郵送・持参）ください。
※事前に防災危機管理課までご相談ください。

申請

交付申請書
必要な書類（見積書・図面等）
※当該年度の1月末日までに申請してください。

設置

（交付決定後）マンホールトイレを設置

報告

設置完了報告書
※当該年度の2月末日までに提出してください。
※報告書の提出日から10年間財産処分について制限があります。

請求

（助成金額決定後）設置助成金交付請求書